

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

- ・特になし。

2. 重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券を保有していない

(2)固定資産の減価償却の方法

- ・残存価額を1円とする定額法による

(3)引当金の計上基準

- ・退職給付引当金…広島県民間社会福祉事業従事者互助会の退職給与積立預金の積立額をそのまま引当金に計上

3. 重要な会計方針の変更

- ・特になし。

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・広島県民間社会福祉事業従事者互助会が定める給付制度を採用している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の退職共済事業が定める給付制度を採用している
- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済事業本部が定める給付制度を採用している

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- ・当法人の作成する計算書類は以下のとおりとなっている。
 - (1)法人全体の計算書類(第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
 - (2)事業区分別内訳表(第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
 - (3)社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
 - (4)公益事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
 - (5)収益事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(6)各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア本部会計拠点区分(社会福祉事業)

「本部」

イ悠芳苑拠点区分(社会福祉事業)

「シルバーハウジング」

「特別養護老人ホーム悠芳苑」

「地域密着型特別養護老人ホーム悠芳苑」

「悠芳苑ショートステイホーム」

「悠芳苑訪問介護事業所」

ウ桜拠点区分(社会福祉事業)

「地域密着型特別養護老人ホーム桜」

「桜ショートステイホーム」

エ福山市地域包括支援センター赤坂拠点区分(公益事業)

「福山市地域包括支援センター赤坂」

オ給食サービス拠点区分(収益事業)

「給食サービス」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	175,350,035	0	0	175,350,035
建物	592,358,027	0	33,573,817	558,784,210
合計	767,708,062	0	33,573,817	734,134,245

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金または国庫補助等特別積立金の取崩し

- ・特になし。

8. 担保に供している資産

○担保に供されている資産は以下のとおりである。

・土地(基本財産)	悠芳苑敷地(福山市熊野町乙甲 1630 番地 5272.5 m ²)	59,431,446 円
・土地(基本財産)	桜 敷 地(福山市神村町 5253 番地 14157.62 m ²)	115,918,589 円
・建物(基本財産)	福山市熊野町乙甲 1630 番地所在の老人ホーム 2945.54 m ²	163,518,825 円
・建物(基本財産)	福山市神村町 5253 番地所在の老人ホーム 2881.96 m ²	395,265,385 円
合計		734,134,245 円

○担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

・設 備 資 金 借 入 金	福祉医療機構(特養悠芳苑)	600,000 円
・設 備 資 金 借 入 金	福祉医療機構(特 養 桜)	263,424,000 円
・1年以内返済予定設備資金借入金	福祉医療機構(特養悠芳苑)	2,500,000 円
・1年以内返済予定設備資金借入金	福祉医療機構(特 養 桜)	24,696,000 円
合計		291,220,000 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価額、減価消極累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	175,350,035	0	175,350,035
建物(基本財産)	1,203,985,048	645,200,838	558,784,210
土地(その他の固定資産)	0	0	0
建物(その他の固定資産)	69,857,059	27,470,244	42,386,815
構築物	109,479,116	72,376,480	37,102,636
機械及び装置	2,013,400	1,571,885	441,515
車両運搬具	21,782,563	20,561,872	1,220,691
器具及び備品	98,267,829	92,765,981	5,501,848
ソフト資産	4,362,000	4,361,992	8
合計	1,685,097,050	864,309,292	850,787,758

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・徴収不能引当金は計上していない。

11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・満期保有目的の債権を所有していない。

12. 関連当事者との取引の内容

・特になし。

13. 重要な偶発債務

・特になし。

14. 重要な後発事象

・特になし。

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

・特になし。

16. その他社会福祉法人の資産収支および純資産増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・特になし。

計算書類に対する注記(本部拠点用)

1. 重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券を保有していない

(2)固定資産の減価償却の方法

- ・残存価額を1円とする定額法による

(3)引当金の計上基準

- ・退職給付引当金…広島県民間社会福祉事業従事者互助会の退職給与積立預金の積立額をそのまま引当金に計上

2. 重要な会計方針の変更

- ・特になし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

- ・広島県民間社会福祉事業従事者互助会が定める給付制度を採用している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の退職共済事業が定める給付制度を採用している
- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済事業本部が定める給付制度を採用している

4. 拠点が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- ・当拠点の作成する計算書類は以下のとおりとなっている。
 - (1)法人本部拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
 - (2)拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(Ⅹ))
 - (3)拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(Ⅺ))

5. **基本財産の増減の内容及び金額**
 - ・当拠点は基本財産を所有していない。

6. **会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金または国庫補助等特別積立金の取崩し**
 - ・特になし。

7. **担保に供している資産**
 - ・当拠点は担保に供している資産はない。

8. **固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高**
 - ・当拠点は固定資産を所有していない。

9. **債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高**
 - ・徴収不能引当金は計上していない。

10. **満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益**
 - ・満期保有目的の債権を所有していない

11. **重要な後発事象**
 - ・特になし。

12. **その他社会福祉法人の資産収支および純資産増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項**
 - ・特になし。

計算書類に対する注記(悠芳苑拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券を保有していない

(2)固定資産の減価償却の方法

- ・残存価額を1円とする定額法による

(3)引当金の計上基準

- ・退職給付引当金…広島県民間社会福祉事業従事者互助会の退職給与積立預金の積立額をそのまま引当金に計上

2. 重要な会計方針の変更

- ・特になし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

- ・広島県民間社会福祉事業従事者互助会が定める給付制度を採用している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の退職共済事業が定める給付制度を採用している
- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済事業本部が定める給付制度を採用している

4. 拠点が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- ・当拠点の作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

(1)悠芳苑拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2)拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(⑩))

(3)拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(⑪))

(4)拠点区分におけるサービス区分の内容

悠芳苑拠点区分(社会福祉事業)

「シルバーハウジング」

「特別養護老人ホーム悠芳苑」

「地域密着型特別養護老人ホーム悠芳苑」

「悠芳苑ショートステイホーム」

「悠芳苑訪問介護事業所」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	59,431,446	0	0	59,431,446
建物	174,810,138	0	11,291,313	163,518,825
合計	234,241,584	0	11,291,313	222,950,271

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金または国庫補助等特別積立金の取崩し

- ・特になし。

7. 担保に供している資産

○担保に供されている資産は以下のとおりである。

・土地(基本財産)	悠芳苑敷地(福山市熊野町乙甲 1630 番地 5272.5 m ²)	59,431,446 円
・建物(基本財産)	福山市熊野町乙甲 1630 番地所在の老人ホーム 2945.54 m ²	163,518,825 円
	合計	222,950,271 円

○担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

・設備資金借入金	福祉医療機構(特養悠芳苑)	600,000 円
・1年以内返済予定設備資金借入金	福祉医療機構(特養悠芳苑)	2,500,000 円
	合計	3,100,000 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価額、減価消極累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	59,431,446	0	59,431,446
建物(基本財産)	627,741,500	464,222,675	163,518,825
建物(その他の固定資産)	30,292,199	15,913,241	14,378,958
構築物	62,711,595	47,273,636	15,437,959
機械及び装置	2,013,400	1,571,885	441,515
車両運搬具	14,207,481	13,050,529	1,156,952
器具及び備品	63,380,065	58,903,415	4,476,650
ソフト資産	4,146,000	4,145,993	7
合計	863,923,686	605,081,374	258,842,312

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・徴収不能引当金は計上していない。

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債権を所有していない

11. 重要な後発事象

- ・特になし。

12. その他社会福祉法人の資産収支および純資産増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・特になし。

計算書類に対する注記(桜拠点用)

1. 重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券を保有していない

(2)固定資産の減価償却の方法

- ・残存価額を1円とする定額法による

(3)引当金の計上基準

- ・退職給付引当金…広島県民間社会福祉事業従事者互助会の退職給与積立預金の積立額をそのまま引当金に計上

2. 重要な会計方針の変更

- ・特になし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

- ・広島県民間社会福祉事業従事者互助会が定める給付制度を採用している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の退職共済事業が定める給付制度を採用している。
- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済事業本部が定める給付制度を採用している。

4. 拠点が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- ・当拠点の作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

(1)桜拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2)拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

(3)拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)

(4)拠点区分におけるサービス区分の内容

桜拠点区分(社会福祉事業)

「地域密着型特別養護老人ホーム桜」

「桜ショートステイホーム」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- 基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	115,918,589	0	0	115,918,589
建物	417,547,889	0	22,282,504	395,265,385
合計	533,466,478	0	22,282,504	511,183,974

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金または国庫補助等特別積立金の取崩し

- 特になし。

7. 担保に供している資産

○担保に供されている資産は以下のとおりである。

・土地(基本財産)	桜敷地(福山市神村町 5253 番地 14157.62 m ²)	115,918,589 円
・建物(基本財産)	福山市神村町 5253 番地所在の老人ホーム 2881.96 m ²	395,265,385 円
	合計	511,183,974 円

○担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

・設備資金借入金	福祉医療機構(特養桜)	263,424,000 円
・1年以内返済予定設備資金借入金	福祉医療機構(特養桜)	24,696,000 円
	合計	288,120,000 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価額、減価消極累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	115,918,589	0	115,918,589
建物(基本財産)	576,243,548	180,978,163	395,265,385
建物(その他の固定資産)	39,564,860	11,557,003	28,007,857
構築物	46,767,521	25,102,844	21,664,677
車両運搬具	3,483,550	3,483,544	6
器具及び備品	32,961,734	32,301,144	660,590
合計	814,939,802	253,422,698	561,517,104

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・徴収不能引当金は計上していない。

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債権を所有していない

11. 重要な後発事象

- ・特になし。

12. その他社会福祉法人の資産収支および純資産増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・特になし。

計算書類に対する注記(福山市地域包括支援センター赤坂拠点用)

1. 重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券を保有していない

(2)固定資産の減価償却の方法

- ・残存価額を1円とする定額法による

(3)引当金の計上基準

- ・退職給付引当金…広島県民間社会福祉事業従事者互助会の退職給与積立預金の積立額をそのまま引当金に計上

2. 重要な会計方針の変更

- ・特になし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

- ・広島県民間社会福祉事業従事者互助会が定める給付制度を採用している。
- ・独立行政法人福祉医療機構の退職共済事業が定める給付制度を採用している。
- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済事業本部が定める給付制度を採用している。

4. 拠点が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- ・当拠点の作成する計算書類は以下のとおりとなっている。
 - (1)福山市地域包括支援センター赤坂拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
 - (2)拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)
 - (3)拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・当拠点では基本財産を保有していない。

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金または国庫補助等特別積立金の取崩し

- ・特になし。

7. 担保に供している資産

- ・当拠点では、担保している債権がない。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価額、減価消極累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	4,091,532	4,027,799	63,733
器具及び備品	1,926,030	1,561,422	364,608
ソフト資産	216,000	215,999	1
合計	6,233,562	5,805,220	428,342

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・徴収不能引当金は計上していない。

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債権を所有していない。

11. 重要な後発事象

- ・特になし。

12. その他社会福祉法人の資産収支および純資産増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・特になし。

計算書類に対する注記(給食サービス拠点用)

1. 重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

- ・有価証券を保有していない

(2)固定資産の減価償却の方法

- ・残存価額を1円とする定額法による

(3)引当金の計上基準

- ・退職給付引当金…広島県民間社会福祉事業従事者互助会の退職給与積立預金の積立額をそのまま引当金に計上

2. 重要な会計方針の変更

- ・特になし。

3. 拠点で採用する退職給付制度

- ・当拠点では対象となる人員がないため、計上していない。

4. 拠点が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- ・当拠点の作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

(1)給食サービス拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2)拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)

(3)拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙4)

5. **基本財産の増減の内容及び金額**
 - ・当拠点は基本財産を所有していない。

6. **会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金または国庫補助等特別積立金の取崩し**
 - ・特になし。

7. **担保に供している資産**
 - ・当拠点は担保に供している資産はない。

8. **固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高**
 - ・当拠点は固定資産を所有していない。

9. **債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高**
 - ・徴収不能引当金は計上していない。

10. **満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益**
 - ・満期保有目的の債権を所有していない。

11. **重要な後発事象**
 - ・特になし。

12. **その他社会福祉法人の資産収支および純資産増減の状況並びに資産、負債および純資産の状態を明らかにするために必要な事項**
 - ・特になし。